

世界文化遺産プロモーション動画利用要領

(目的)

第1条 この要領は、世界文化遺産プロモーション動画（以下「動画」という。）の利用に関して必要な事項を定め、琉球王国のグスク及び関連遺産群（以下「世界遺産」という。）の魅力向上等の取組促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において動画とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 琉球王国の英雄とグスクの魅力を辿る
(構成資産：今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡／約5分)
- (2) 琉球王国の輝きを辿る
(構成資産：首里城跡、玉陵、識名園／約4分)
- (3) 琉球王国の祈りの世界を辿る
(構成資産：園比屋武御嶽石門、斎場御嶽／約2分20秒)
- (4) 9つの資産が一体となった動画（60秒、15秒）

(権利)

第3条 動画に関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

(利用の申請)

第4条 動画を利用する者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、並びに県、公的機関及び公的機関が実施する沖縄PR事業等を受託した企業が公的目的で利用する場合を除き、あらかじめ沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課長（以下「観光振興課長」という。）の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）を観光振興課長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 観光振興課長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県の観光振興施策に寄与すると認めるときは、利用の承認（以下「利用承認」という。）をすることができる。この場合において、観光振興課長は必要があると認める場合には、動画の利用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 観光振興課長は、利用承認を行ったときは、利用承認書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

(利用承認の制限)

第6条 動画の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、観光振興課長は承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 沖縄観光又は世界遺産のイメージの低下に繋がると認められる場合
- (3) 第三者の利益を侵害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者が関わる事業の場合
- (6) 動画の視聴を有料化する場合
- (7) その他観光振興課長が不適切と認める場合

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容の範囲内で利用すること
- (2) 当該利用にかかる取組結果を報告すること
- (3) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと
- (4) 動画に対し一切の二次加工をしないこと

(利用承認の取消し)

第9条 観光振興課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消すことができる。利用者は、利用承認が取り消された場合、取消しの日から利用することができない。

- (1) 利用者がこの要領に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他動画の利用継続が不相当であると認められた場合

2 県は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 観光振興課長は、利用者に動画の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、動画の利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、動画を利用した取組により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、動画の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月27日から施行する。